

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

人権擁護委員の関田正幸氏は、令和3年3月31日をもって任期が満了となるので、後任として近藤房代氏を人権擁護委員の候補者として推薦したい。

よって、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日	任 期
<small>こんどう ふさよ</small> 近藤 房代	あきる野市上代継385番地	昭和34年7月24日	法務大臣の委嘱 の日から3年

議案第108号

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

東京都人事委員会勧告に準じて、期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 あきる野市職員の給与に関する条例（平成7年あきる野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項の表以外の部分中「100分の130」を「100分の120」に、「100分の110」を「100分の100」に、「100分の100」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の110」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に、「100分の100」を「100分の90」に改める。

第2条 あきる野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項の表以外の部分中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の90」を「100分の95」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の90」を「100分の95」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第109号

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

一般職の職員との均衡を図るため、市議会議員の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成7年あきる野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第110号

あきる野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

一般職の職員との均衡を図るため、市長及び副市長の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 あきる野市特別職の職員の給与に関する条例（平成7年あきる野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の230」を「100分の220」に改める。

第2条 あきる野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 1 1 1 号

あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

一般職の職員との均衡を図るため、教育長の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 0」を「1 0 0 分の 2 2 0」に改める。

第 2 条 あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 0」を「1 0 0 分の 2 2 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第112号

あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

職員との均衡を図るため、会計年度任用職員の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年あきる野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第2条 あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 1 1 3 号

あきる野市特別職の職員の給与の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策に伴う社会情勢及び市の財政状況を鑑み、市長及び副市長に支給する期末手当について減額を行うことから、規定を整備するため、標記条例を制定する。

あきる野市特別職の職員の給与の特例に関する条例

あきる野市特別職の職員の給与に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 2 7 号）第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 2 年 1 2 月に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、同項の規定により算出して得た額から、その額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第114号

あきる野市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策に伴う社会情勢及び市の財政状況を鑑み、教育委員会教育長に支給する期末手当について減額を行うことから、規定を整備するため、標記条例を制定する。

あきる野市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例

あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例（平成7年あきる野市条例第28号）第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年12月に支給する教育長の期末手当の額は、同項の規定により算出して得た額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 1 1 5 号

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

令和 3 年度以後の都市計画税について、現行税率の特例措置を更に 3 年間延長するため、規定を整備する必要がある。

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

あきる野市都市計画税条例（平成 7 年あきる野市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 8 項（見出しを含む。）中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市都市計画税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 1 1 5 号

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

令和 3 年度以後の都市計画税について、現行税率の特例措置を更に 3 年間延長するため、規定を整備する必要がある。

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

あきる野市都市計画税条例（平成 7 年あきる野市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 8 項（見出しを含む。）中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市都市計画税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第116号

あきる野市道路占用料徴収条例及びあきる野市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（令和2年東京都条例第42号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市道路占用料徴収条例及びあきる野市立公園条例の一部を改正する条例

（あきる野市道路占用料徴収条例の一部改正）

第1条 あきる野市道路占用料徴収条例（平成7年あきる野市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「及び現に占有を継続するもので占有の期間の更新の場合においては、翌年度以降及び当該期間更新」を「においては、翌年度以降」に、「の4月30日まで又は期間更新」を「を4月30日までに徴収するものとし、現に占有を継続するもので占有の期間の更新の場合においては、当該期間の更新の占用料は、期間の更新」に改め、同条第2項中「及び」を「又は」に改める。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「1,480円」を「1,490円」に、「3,070円」を「3,080円」に、「2,120円」を「2,140円」に、「7円」を「8円」に、「1,290円」を「1,300円」に、「2,580円」を「2,610円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「110円」を「120円」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「2,240円」を「2,610円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「1,320円」を「1,400円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「2,240円」を「2,610円」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「2,120円」を「2,140円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「2,000円」を「2,610円」に改める。

（あきる野市立公園条例の一部改正）

第2条 あきる野市立公園条例（平成11年あきる野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第16条中「該当した」を「該当する」に改める。

別表第 1 中

「

第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1, 4 8 0 円
第 2 種電柱		2, 2 8 0 円
第 3 種電柱		3, 0 7 0 円
第 1 種電話柱		1, 3 2 0 円
第 2 種電話柱		2, 1 2 0 円
第 3 種電話柱		2, 9 1 0 円
その他の柱類		1 3 0 円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル につき 1 年	1 3 円
地下電線その他地下に設ける線類		7 円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	2, 5 8 0 円

」

を

「

電柱、電線、 変圧塔その他 これらに類す るもの	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1, 4 9 0 円
	第 2 種電柱		2, 2 8 0 円
	第 3 種電柱		3, 0 8 0 円
	第 1 種電話柱		1, 3 2 0 円
	第 2 種電話柱		2, 1 4 0 円
	第 3 種電話柱		2, 9 1 0 円
	その他の柱類		1 3 0 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル につき 1 年	1 3 円
	地下電線その他地下に設ける線類		8 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	2, 6 1 0 円

」

に、同表水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中「1 1 0 円」を「1 2 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 7 号

あきる野市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（令和 2 年東京都条例第 4 3 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

あきる野市特定公共物管理条例（平成 1 4 年あきる野市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	7 5 3 円	「	7 8 7 円	に改める。
		3 2 2 円		3 3 7 円	
		1, 0 7 5 円		1, 1 2 5 円	
		1, 0 7 5 円	を	1, 1 2 5 円	
		1, 0 7 5 円		1, 1 2 5 円	
		5 3 7 円		5 6 2 円	
		1, 0 7 5 円		1, 1 2 5 円	
	」		」		

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第118号

あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村木英幸

### 提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）の公布に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年あきる野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同項の次に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び同項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議案第119号

武蔵引田駅北口地区整地・道路・排水工事（債務負担行為）の請負契約について

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

武蔵引田駅北口地区整地・道路・排水工事（債務負担行為）を行うため、請負契約を締結する必要がある。

武蔵引田駅北口地区整地・道路・排水工事（債務負担行為）の請負契約について

下記のとおり請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 武蔵引田駅北口地区整地・道路・排水工事（債務負担行為）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 875,600,000円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都あきる野市油平98番地第1中村ビル  
商号又は名称 みらい建設工業株式会社 多摩営業所  
代表者名 所長 笠野 克典

議案第120号

防災行政無線システム（デジタル化）整備工事（債務負担）の請負契約の変更  
について

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

防災行政無線システム（デジタル化）整備工事（債務負担）の請負契約について、工事内容を改める必要が生じたため、契約を変更する必要がある。

防災行政無線システム（デジタル化）整備工事（債務負担）の請負契約の変更  
について

下記のとおり請負契約を変更する。

記

- 1 契約の目的 防災行政無線システム（デジタル化）整備工事（債務負担）の請負契約の変更
- 2 変更前契約額 732,066,120円
- 3 増減額 増 75,076,991円
- 4 変更後契約額 807,143,111円
- 5 契約変更理由 標記工事については、V-Lowマルチメディア放送のサービスが終了したことによりV-Low波受信端末に替えて戸別受信機を配置しなければならないなど、工事内容を改める必要が生じたことから、標記請負契約を変更する。



議案第121号

あきる野市障害者通所支援施設に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

あきる野市障害者通所支援施設に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提出する。

あきる野市障害者通所支援施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

公の施設の名称	指定管理者の名称及び所在地	指定の期間
希望の家	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会 あきる野市平沢175番地4	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
ひばり分室	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会 あきる野市平沢175番地4	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで